

注記：本論考は日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。

## サンフランシスコ講和の再検討

波多野澄雄

(筑波大学名誉教授、国立公文書館アジア歴史資料センター長)

2024年5月28日、日本国際問題研究所の大会議室およびオンラインにて、波多野澄雄・筑波大学名誉教授、国立公文書館アジア歴史資料センター長を報告者に招いて、第1回国際政治史研究会が開催された。

本報告は、波多野氏の近著『サンフランシスコ講和と日本外交』（吉川弘文館、2024年）を捕捉する趣旨のもと、サンフランシスコ講和についてさまざまな角度から検討するものであった。ここでは、戦後の日本における国内秩序とアジア太平洋の国際秩序の安定をもたらす基盤としての「講和条約体制」について分析がなされた。まず、「講和条約体制」について、1951年のサンフランシスコ講和条約を起点とした「条約の束」——すなわち日華平和条約（52年）、東南アジア諸国との平和条約・賠償協定（54～58年）、日ソ共同宣言（56年）、日韓基本条約・日韓請求権協定（65年）、日中共同声明（72年）など——として定義された。そして、これらの条約に一貫する特徴は、「請求権の相互放棄」という原則であることが指摘された。

その後、「講和条約体制」のさまざまな側面が詳しく検討された。

第一に、講和後の安全保障のあり方をめぐる関係国の動向が分析された。ここでは、対日講和において英国の果たした役割が強調された。また、結局は実現しなかったものの、米国は1950年代末まで、太平洋沿岸諸国で多国間条約を締結するという「太平洋協定構想」を有力な選択肢と見なしていたことが指摘された。

第二に、領土・領域問題については、講和条約では諸小島の地理的範囲や最終帰属先が明記されず、日本と周辺国あるいは周辺国同士の間、紛争の種を残したことが指摘された。それは、朝鮮戦争下で米国の講和案を主導したJ.F. ダレスが、講和後の国際秩序の安定、紛争の抑制、日米関係の安定化といった観点から多国間調整を重ねた結果であった。国務省は朝鮮戦争までは戦時の国際合意に忠実であろうとしたが、ダレスのもとで国際合意（とくに領土不拡大の原則やヤルタ合意）を逸脱する処理となった。

第三に、アジアにおける賠償の複雑性が論じられた。すなわち、アジアにおいては戦争終結と植民地解体が同時に起こったために、講和には戦争賠償と植民地支配の清算という二面があった。

第四に、講和条約第19条の問題が取り上げられた。日本国および個人のすべての請求権放棄を定めた第19条の解釈をめぐる日米間論争と国内論争が、沖縄軍用地の損失補償問題の行方を左右したことが指摘された。

第五に、1990年代に噴出した戦後補償問題が議論された。日本軍による被害を受けたとする中国人や韓国人が「個人補償」を求めて日本の裁判所に直訴する事例が、1990年代に急増した。これは被害者個人の賠償・補償を国家間で処理することを基本とした講和条約体制を揺るがしかねない事態であったが、日本政府は講和条約体制を基盤として、アジア女性基金など「道義的処理」をもって対応した。2007年4月の最高裁判決もそれを後押しした。

第六に、経済学者ケインズが描いた「世界平和維持費」構想について検討された。「世界平和維持費」構想とは、戦後の「勝者の負担、敗者の利益」という矛盾を克服するため、戦勝国と敗戦国が平等な安全保障コストを負担するというものである。冷戦という国際環境ゆえに、同構想は実現には至らなかったものの、

その考え方は、「経済協力」の名のもとに長期的な対日賠償政策に反映されていたのではないか、という仮説が示された。

最後に、講和条約第 11 条の最終草案の“accepts the judgments”という表現を、「判決を受諾」ではなく「裁判を受諾」と外務省が意識した理由が検討された。外務省が意識した背景として、日本政府が関知していなかったソ連領内における日本人戦犯裁判への配慮が働いていたことが外務省所蔵の戦犯記録により裏付けられた。

本報告を受けて、ケインズの戦後賠償観や太平洋協定構想における英国の役割など、出席者から多くの論点が提示され、活発な議論が展開された。

(作成：日本国際問題研究所 領土・歴史センター)